



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成27年10月6日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）条例第35条に基づき、鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業に係る事後調査報告書（工事中）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	川崎市川崎区東田町8番地 鹿島田駅西部地区再開発株式会社 代表取締役 河村 隆司
	指定開発行為の名称	鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第1種行為） 住宅団地の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区鹿島田890-7 ほか
	指定開発行為の目的	共同住宅及び生活利便施設の建設並びに公共施設の整備
	指定開発行為の内容	住宅棟：約75,640㎡、建築階数 地上47階 地下2階 建物高さ 約165m、計画戸数 約670戸、計画人口：約2,010人 生活利便施設：延べ面積 約17,670㎡、建築階数 地上5階 地下1階 建物高さ 約30m 公共施設：古市場矢上線、市道鹿島田3号線の整備
	事後調査の項目等	大気質、騒音、振動
	環境影響評価の経緯	平成19年6月20日 条例環境影響評価準備書公告 平成19年9月20日 条例見解書公告 平成19年12月28日 条例環境影響評価審査書公告 平成20年3月12日 条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成27年10月6日(火)から平成27年11月4日(水)まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の 午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。 時間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記事後調査報告書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	幸区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを事後調査実施者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成27年11月4日(火) (郵送の場合は、11月4日消印有効) 提出先：川崎市環境局環境評価室（郵送または持参に限る） 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044(200)2156